

トラック奈良

5

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和5年]2023

No.349



五條市 吉野川

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

奈良県 産業・観光・雇用振興部長 来訪

日：令和5年4月6日(木)

場所：奈良県トラック会館

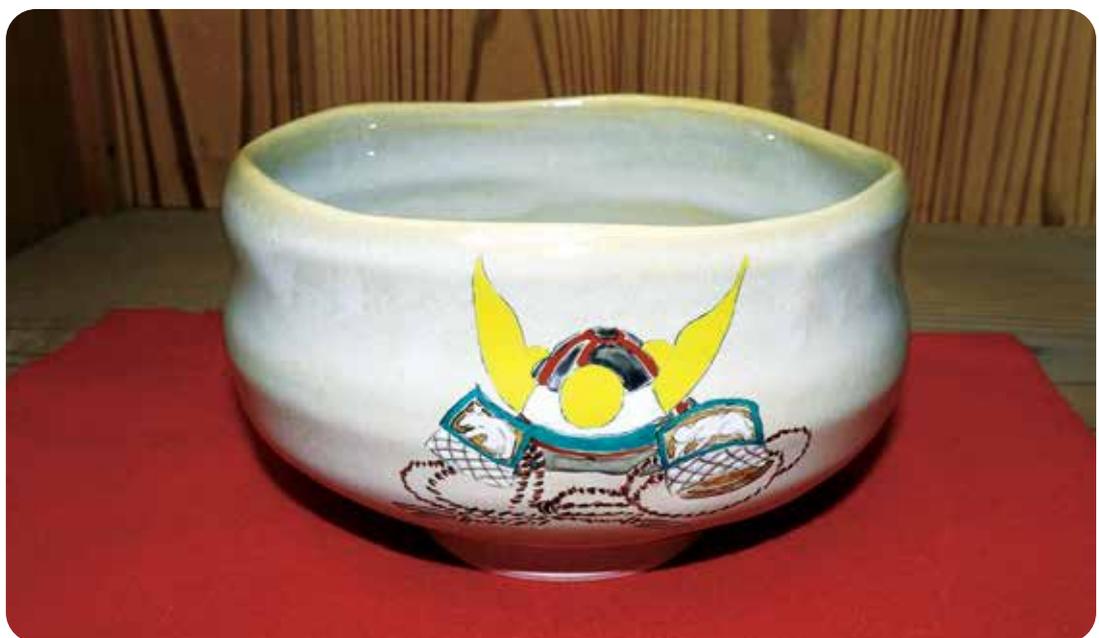
奈良県から森本壮一 産業・観光・雇用振興部長が新任挨拶のため来訪されました。

この日は、当協会の塚本哲夫会長が会長室で出迎え、燃料価格高騰に対する県の支援について感謝を述べ、県内の運送事業者の現状と課題について説明しました。



▲写真中央が森本 産業・観光・雇用振興部長 左は箕輪成記 産業振興総合センター所長 右は塚本会長

	奈良県 産業・観光・雇用振興部長 来訪 …………… 巻頭
	緊急 正副会長会議 …………… 2
	交通安全・労災防止対策委員会 …………… 3
	監事による監査 …………… 4
	吉野支部 自転車用ヘルメットを寄贈 …………… 5
■ 事故対から	事故対からのお知らせ …………… 6
■ 山城自動車教習所から	山城自動車教習所からのお知らせ …………… 8
■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ …………… 9
■ 厚生労働省から	厚生労働省からのお知らせ …………… 10
■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して …………… 12
	軽油価格調査集計表(2023年2月) …………… 13
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには …………… 14
■ 奈ト協から	5月・6月の行事(予定)表 …………… 16
	トラックの構造上の特性 …………… 17
	事業用自動車事故事例No.93 …………… 18
	適正化事業・巡回指導報告書 …………… 19
	KIT事業の案内 …………… 22
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ …………… 23
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ …………… 24
	人事異動による挨拶のため来訪 …………… 26
	定時総会の日程 …………… 27
	巡回指導DEの監査・処分対象 …………… 28
	大和西大寺駅北口に「荷捌き」専用スペース整備 …… 30
	太田好紀 五條市長来訪 …………… 巻末



奈良県指定伝統的工芸品 赤膚焼窯元 大塩 昭山

緊急 正副会長会議

令和5年4月10日（月）、緊急正副会長会議を開催、役員改選や当面の課題について協議されました。
塚本哲夫会長、清水益成副会長、中秀夫副会長、萩原良介副会長、吉村繁美相談役が出席しました。



第1回交通安全・労災防止対策委員会

日時：令和5年4月17日(月) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長
委員：9名 役員：2名 事務局：1名 以上13名

指示事項

「労働安全衛生について」

奈良労働局 労働基準部 健康安全課 副主任地方産業安全専門官

西川 聡氏



▲西川 聡氏

議題



▲中副会長



▲西川委員長

(1) 子どもの事故防止 足型ストップマーク普及事業について

子どもの交通事故防止対策として、奈良県交通安全母の会と連携し、令和4年度は14市町村へ合計1,350枚配布したことを報告した。

(2) 奈良・針トラックステーションの施設利用状況について

令和4年4月から令和5年2月における大型トラックの立寄台数が、東神トラックステーションに次ぐ、全国2位であったことを報告した。

(3) 令和5年度(第34回)3ヵ月無災害運動について

6月1日から8月31日までの3ヵ月間、自主的な労働災害防止活動を展開することにより、労働災害ゼロ

の達成と継続を目標として実施されることを説明し、参加を要請した。

(4) STOP! 熱中症クールワークキャンペーンについて

熱中症が増加する5月1日から9月30日まで、厚生労働省及び労働災害防止団体により予防に関する周知・啓発が実施されることを説明し、予防対策の徹底を要請した。

(5) 労働安全衛生規則等の一部改正について

荷の積み卸し作業時における昇降設備の設置及び保護着用義務の範囲拡大、テールゲートリフターによる荷の積み卸し作業への特別教育が義務化されることを受け、セミナーを実施することを説明し、参加を要請した。

(6) 運転者の雇用確保対策について

運送業界への就職促進を図るため、新卒者向けパンフレットを作成し、奈良県

内5カ所のハローワーク窓口において求職者への配布を依頼したことを報告した。

(7) セミナー等の実施状況について

第4回働き方改革セミナー (12/13)

陸運事業者のための安全管理研修会 (2/7)

第2回トラック運送事業者のための人材確保セミナー (2/14)

(8) 陸災防奈良県支部 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画(案)について

令和4年度は、事業計画に基づき、労働災害防止のための主要対策を実施し、令和5年度は、労働災害防止5ヵ年計画の初年度として、労働災害の多くを占めている荷役労働災害防止及び健康確保を最重点課題として対策を推進することを説明した。



監事による監査（令和4年度事業及び決算）

令和5年4月21日(金)、奈良県トラック会館で、阪井 紘行監事、東口 哲夫監事、壺井 和子監事により、定款で定める令和4年度事業報告及び決算の監査が行われました。



阪井監事



東口監事



壺井監事

吉野支部 自転車用ヘルメットを寄贈

日時：令和5年3月26日(日) 午前10時～
場所：赤庄産業株式会社（大淀町下淵）



▲後列左から清水支部長、向井社長、前列左から羽根署長、従業員代表

自転車を利用する外国人労働者の安全のため

吉野支部（清水益成支部長）は大淀町内で集成材を扱う「赤庄産業(株)」(代表取締役・向井嘉隆)に勤務する外国人労働者が安全安心に通勤などで利用できるよう自転車用ヘルメット35個を寄贈。3月26日同社で寄贈式と吉野警察署の協力のもと同社従業員に対しての交通安全講習を行いました。

寄贈式に先立ち清水支部長は「ヘルメットを着けることでい

ざという時にも事故の大きさを軽減できる。日頃の生活に役立ててほしい」とあいさつ。吉野警察署の羽根康英署長は「自転車に乗る際は今日からでも、ヘルメットをかぶってほしい」と述べました。

寄贈式のあと、ヘルメットの正しい装着方法や自転車の適切な点検の仕方などについて吉野警察署の署員が同社従業員に対して講習し、防災の観点からも

ヘルメットをかぶることで頭を守ることができると説明しました。

同社にはベトナムなど海外から来日して就労する外国人労働者が35人勤務。4月から新たに道路交通法が改正され、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務となる中、向井社長は「弊社の従業員にヘルメットを寄贈いただけるのは光栄でありがたい」と話していました。



▲早速ヘルメットを着用する同社従業員



▲自転車の点検方法などについて講習
(右端は通訳をする同社従業員のグエンティランさん)

事故対からのお知らせ

令和5年度(2023年度) 運行管理者等基礎講習のご案内



独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する令和5年度運行管理者等基礎講習について下記のとおりご案内します。

平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 基礎講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」または基礎講習修了証書で確認してください。

※ 旅客の基礎講習を修了されても、貨物の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。同様に貨物の基礎講習を修了されても、旅客の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。

新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただく場合がございます(この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。)

1. 開催日・会場等 (例年と実施時期、実施会場を変更しておりますのでご注意ください。)

■ 基礎講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和5年6月7日～9日	貨物	奈良県奈良労働会館 (エルトピア奈良)	令和5年4月13日～
令和5年10月18日～20日			令和5年8月22日～

● 講習時間は、1日目 10:00～16:30頃、2日目 9:30～16:30頃、3日目 9:30～16:00頃です。

2. 申込開始日

上表にてご確認ください。なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

自動車事故対策機構(NASVA)のホームページ(「ナスバ」で検索)

<https://www.nasva.go.jp> を開き、「講習のご予約」をクリックしてください。

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

1名様: 基礎講習 8,900円

5. その他

 本講習に関するご連絡は当支所あてをお願いします。 電話 0742-32-5671

令和5年度(2023年度) 運行管理者等一般講習のご案内

NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する令和5年度運行管理者等一般講習について下記のとおりご案内します。貴社の選任運行管理者の受講歴を確認し、本年度の受講が義務づけられている方に、必ず受講させてください。なお、平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 一般講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」にて確認してください。

新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただく場合がございます（この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください）。

1. 開催日・会場等 （例年と実施時期、実施会場を変更しておりますのでご注意ください。）

■ 一般講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 5年 8月29日(火)	貨物	奈良県奈良労働会館 (エルトピア奈良)	令和5年6月26日～
令和 5年 8月30日(水)			
令和 6年 2月14日(水)			令和5年12月11日～
令和 6年 2月15日(木)			

● 受付時間は、9:10～9:50です。講習時間は、9:50～16:00頃です。

2. 申込開始日

上表にてご確認ください。なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

自動車事故対策機構(NASVA)のホームページ（「ナスバ」で検索）

<https://www.nasva.go.jp> を開き、「講習のご予約」をクリックしてください。

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

1名様: 一般講習 3,200円

5. その他

本講習に関するご連絡は当支所あてをお願いします。 電話 0742-32-5671

旅客自動車運送事業者・貨物自動車運送事業者のみなさま 基礎講習・一般講習のご案内

【基礎講習】貨物

2023年6月9日(金) から11日(日) 3日間連続

場所:山城田辺自動車学校

京都府京田辺市普賢寺中島4-9

料金: ¥8,900 受講定員: 30名(1社2名まで)先着順

申込受付 5/14(日) 9時 ~ 5/30(火) 18時

2024年1月12日(金) から14日(日) 3日間連続

場所:山城田辺自動車学校

京都府京田辺市普賢寺中島4-9

料金: ¥8,900 受講定員: 30名(1社2名まで)先着順

申込受付 11/5(日) 9時 ~ 12/5(火) 18時

【一般講習】貨物

2024年2月14日(水) (5時間)

場所:山城自動車教習所

京都府綴喜郡井手町多賀西北河原49

料金: ¥3,200 受講定員: 30名(1社2名まで)先着順

申込受付 12/10(日) 9時 ~ 12/26(火) 18時

申込みは、事前予約制です。

まず、お電話で空き状況をご確認下さい。

山城自動車教習所 交通教育センターR-ism Lab.

TEL: 0774-82-2165

担当: 吉田、吉野

奈良労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和5年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（木）から7月10日（月）です。

期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室

TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

厚生労働省からのお知らせ

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター
チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

ドライバーへの啓発広報活動

勤務時間前の飲酒の禁止



体内に入ったアルコールはすぐには消えません。一般に、体重 60 キロの人が 500ml の缶ビールを飲んだ場合、アルコールが消えるまでには 3～4 時間がかかるといわれています。例えば、3 本の缶ビールを飲んだ場合には、8 時間が経過してもアルコールは消えないことになります。

したがって、飲酒後 8 時間が経過すれば血中濃度が必ずしも平常値に戻るわけではありません。

また、アルコールが消えるまでの時間については個人差が大きく、年齢や体質、その時の体調や飲酒量などにより大きく左右されますから、その点をドライバーにしっかりと認識させる必要があります。

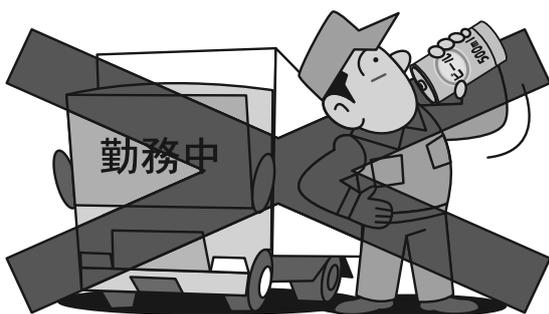
酒気帯びの有無等の申し出



貨物自動車運送事業法輸送安全規則第 17 条の「運転者の遵守事項」において、「酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること」と定められています。

したがって、点呼時等に、飲酒の有無や、飲酒量、飲酒後の経過時間、睡眠状況、体調などを、ドライバーが申し出るよう指導を徹底する必要があります。

休憩時や仮眠前の飲酒の禁止



走行中はもちろんですが、休憩時や仮眠前の飲酒も厳禁とします。

特に、仮眠前は寝付きをよくするために飲酒するドライバーも見られますが、仮眠前の飲酒は、酒気帯び運転の原因となるだけでなく、それが習慣化すると、いわゆる「アルコール依存症」につながる危険もありますから、たとえ少量でも仮眠前に酒は飲まないよう指導を徹底する必要があります。

また、フェリー乗船中など運行途中の休息期間中における飲酒も酒気帯び運転につながりますから、禁止するよう指導を徹底する必要があります。

軽油価格調査集計表(2023年2月)

令和5年3月24日現在
(公社)全日本トラック協会

2023年2月

単純集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	123.85	108.76	119.41

2023年2月

元売別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	123.70	109.84	119.17
出光昭和シェル		108.58	120.15
キグナス		108.40	
コスモ	106.40	108.00	118.40
その他	127.40	109.05	119.58

2023年2月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	125.20	109.26	120.55
30～50キロリットル未満	114.40	107.50	108.92
50～100キロリットル未満		107.40	116.50
100キロリットル以上		106.98	

2023年2月

支払期限別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	118.20	109.58	118.00
30～60日未満	125.73	108.19	119.54
60日以上		111.83	

軽油価格推移表

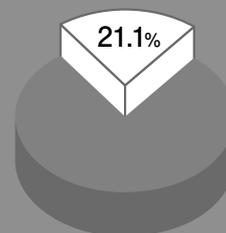
地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2022年10月	125.23	110.28	116.33
2022年11月	122.47	109.97	120.43
2022年12月	128.32	110.71	121.19
2023年1月	123.27	109.84	120.35
2023年2月	123.85	108.76	119.41

※消費税抜きの価格となります。

重大な労働災害を防ぐためには

1 トラック・荷台等からの 墜落・転落による 死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例

1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例

2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策 作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!



(着用時
5つのポイント)

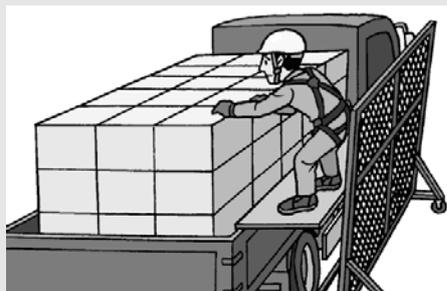
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ることに

ひとこと
アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



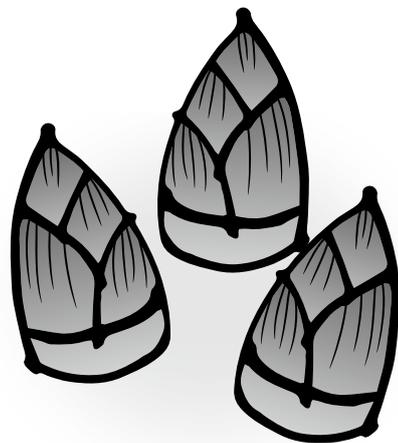
トラック協会・陸災防奈良県支部

5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
13	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科2日間】	奈良県トラック会館
14	日	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科4日間】	奈良県トラック会館
16	火	13:30～	2023年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」説明会(WEB)	奈良県トラック会館
20	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
21	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
27	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
28	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
29	月	13:00～	奈ト協 第50回定時総会/陸災防奈良県支部 第61回通常総会	ザ 檜 原

6月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
10	土	9:00～	玉掛け技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
11	日	9:00～	玉掛け技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
17	土	8:30～	玉掛け技能講習会【実技】	奈良県トラック会館



トラックの構造上の特性

III
積載と運転

2 事業者や管理者に求められること

■事業者の意識改革

運送事業者、荷主の双方の過積載に対する意識は、年々高くなっているものの、まだ十分とはいえず、「運賃収入を少しでも多くとるため過積載を行う」という考えをもっている事業者も見受けられます。過積載運転は違法行為であるとともに、輸送秩序を乱し公平な競争を阻害するものであることをしっかりと認識し、安全運行を確保することが大切です。

■過積載の引受けをしない

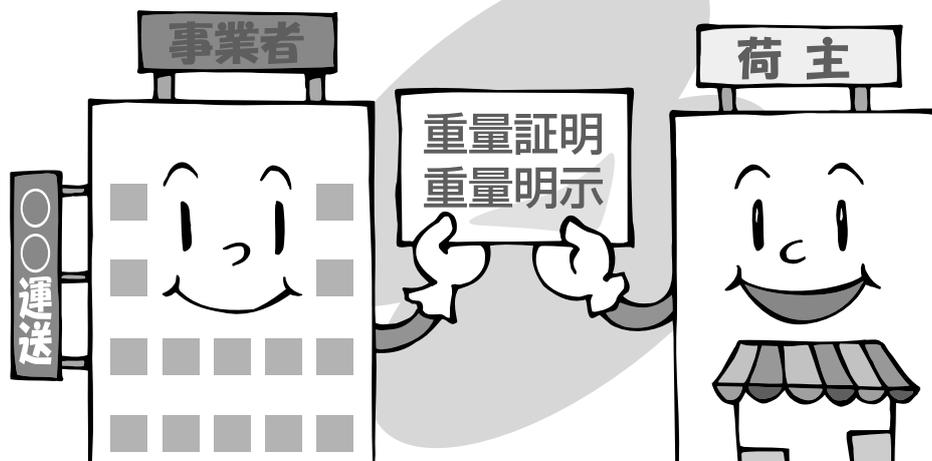
事業者はドライバーに過積載の下命・容認をしないことはもちろん、過積載となる運転の引受けや、トラックやドライバー不足だからといって、過積載運転となる運行計画の作成をしないようにしなければなりません。

■運転者や従業員に対し指導監督を行う

過積載や積み荷の落下を防止するために、ドライバーに対し積載制限の遵守、落下や荷崩れ防止の積載方法、走行上の注意点をしっかりと指導・監督する必要があります。また、重量計を設置するなどして出荷する荷物の重量チェックを行うことも必要です。

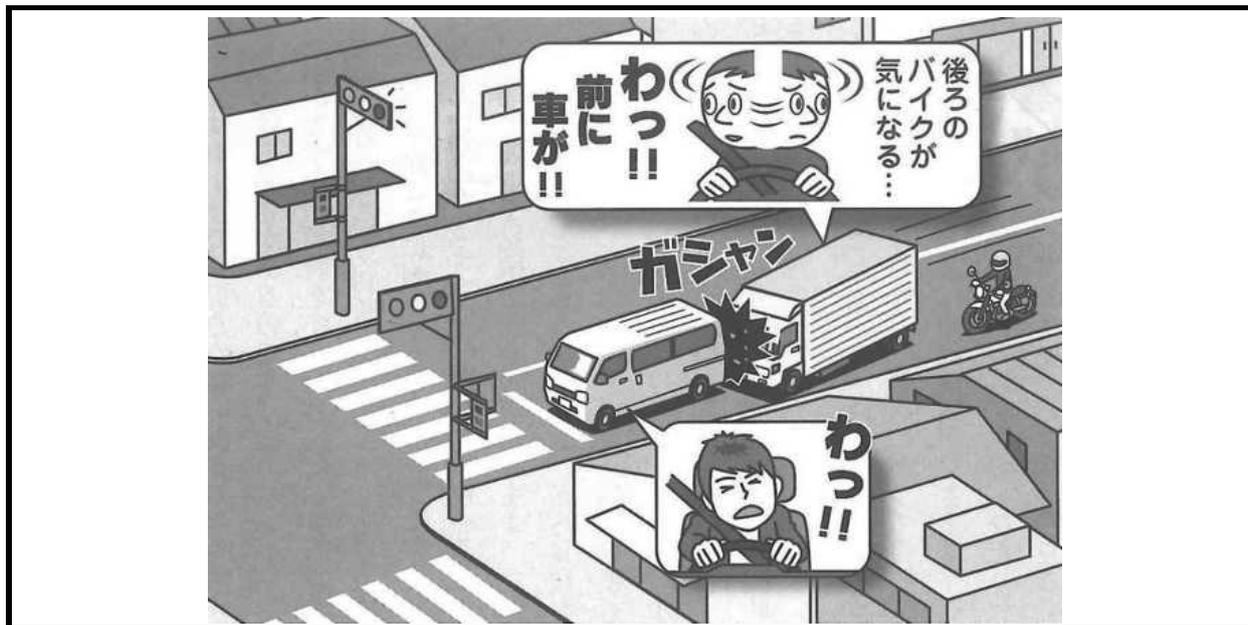
■荷主との協力体制を築き上げる

ドライバー教育を徹底しても過積載運転を防止できないことがあります。事業者が荷主に対して過積載運転をさせないように、重量証明を得る、運送契約に重量明示をするなど、協力を仰ぐ必要があります。また、行政機関と連携して過積載防止のために荷主と懇談会を開催することも良い方法です。



事業用自動車事故事例 No.93

(一般貨物) 普通貨物車とワンボックスの赤信号での追突事故



事故類型：追突

当事者A：普通貨物車 40歳代 男性

当事者B：ワンボックス 20歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、運送業務に従事している職業運転者で、いつものように制限速度内で走行する同僚のB車に追走しながら片側1車線の道路を走行していました。しばらくしてAは、バックミラーに映る二輪車の存在に気付き、見え隠れしながら追走してくる二輪車を危険ではないかとしきりに気にしていました。二輪車がバックミラーから見えなくなってふと視線を前に戻すとB車が信号で停止していて直前まで迫っていました。Aは、あわてて急ブレーキをかけ、ハンドルを左に切って回避しようとしたのですが間に合わずに追突してしまいました。追突されたB車は、赤信号で停止して数秒後には後ろでブレーキ音が生じ、その後激しい衝撃を受けました。

■ 事故から学ぶ

この事例のように流れに乗って一定速度で走行する場合には、運転中の刺激が少ないので、つい眠気を催したり、注意散漫になったりした経験は誰にもあるのではないのでしょうか。

流れに乗って定速で走行する安心感から生じる余裕から、少くも協見等をして大丈夫だろうと思いがちです。しかし、「少くも」はちっとも「少くも」ではなかつたりします。

Aも後続する二輪車に必要以上に注意を向けてしまい、「前方を見る」ことがおろそかになっていました。

適正化事業・巡回指導報告書(令和5年3月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和5年3月実施状況		令和4年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
18件	12件	4月	14件	8月	16件	12月	5件	
		5月	14件	9月	13件	1月	15件	
		6月	17件	10月	16件	2月	16件	
		7月	15件	11月	15件	3月	12件	
168件								

令和5年3月実施結果					
調査事項			調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。		12	0	0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。		12	0	0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。		12	0	0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。		12	0	0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。		12	1	8.3%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)		10	0	0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。		12	0	0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。		12	0	0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。		6	0	0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。		0	0	-%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。		12	1	8.3%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。		12	0	0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)		9	2	22.2%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。		12	0	0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。		12	0	0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。		12	1	8.3%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。		12	0	0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。		12	1	8.3%
	6. 過積載による運送を行っていないか。	☆	12	0	0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。		12	2	16.7%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。		12	0	0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	☆	12	0	0%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。		3	2	66.7%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。		12	2	16.7%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。		9	5	55.6%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。		9	5	55.6%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。		12	0	0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。		12	0	0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。		11	2	18.2%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。		12	0	0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。		12	0	0%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。		7	1	14.3%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。		12	1	8.3%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)		12	0	0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。		12	4	33.3%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。		12	0	0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。		12	2	16.7%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。		12	0	0%
指導件数合計			412	32	7.8%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	3件	4件	4(1)件	件	件	件	11(1)件
新規参入	件	1(1)件	件	件	件	件	1(1)件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	3件	5(1)件	4(1)件	件	件	件	12(2)件

()は会員外の件数です

適正化事業・巡回指導報告書(令和4年度)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和4年度実施状況				
年間目標件数	計画件数	実施件数	目標件数に対する実施率	計画件数に対する実施率
160件	240件	168件	105.0%	70.0%

項目別指導結果					
調査事項			調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1.	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	164	0	0%
	2.	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	164	1	0.6%
	3.	自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	164	7	4.3%
	4.	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	164	0	0%
	5.	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	164	1	0.6%
	6.	届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	136	0	0%
	7.	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	164	0	0%
	8.	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	164	2	1.2%
II. 帳簿類の整備、報告等	1.	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	55	1	1.8%
	2.	自動車事故報告書を提出しているか。	2	1	50.0%
	3.	運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	164	1	0.6%
	4.	車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	164	1	0.6%
	5.	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	132	37	28.0%
III. 運行管理等	1.	運行管理規程が定められているか。	164	0	0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	163	0	0%
	3.	運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	162	42	25.9%
	4.	事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	164	1	0.6%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	166	37	22.3%
	6.	過積載による運送を行っていないか。 ☆	164	0	0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	166	25	15.1%
	8.	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	166	0	0%
	9.	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	154	8	5.2%
	10.	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	42	10	23.8%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	164	25	15.2%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	106	59	55.7%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	106	48	45.3%
IV. 車両管理等	1.	整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	164	1	0.6%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	164	3	1.8%
	3.	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	158	36	22.8%
	4.	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	164	6	3.7%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。	164	31	18.9%
V. 労基法等	1.	就業規則が制定され、届出されているか。	82	12	14.6%
	2.	36協定が締結され、届出されているか。	158	17	10.8%
	3.	労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	163	2	1.2%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	163	52	31.9%
VI. 法定福利	1.	労災保険・雇用保険に加入しているか。	162	17	10.5%
	2.	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	151	20	13.2%
VII. 運輸安全管理	1.	運輸安全管理の実施は適正か。	164	18	11.0%
指導件数合計			5,545	522	9.4%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	50(4)件	45(11)件	46(5)件	9(3)件	2(1)件	1(1)件	153(25)件
新規参入	件	3(2)件	5(4)件	1件	件	件	9(6)件
新規(他)	件	2(2)件	1件	件	件	1件	4(2)件
特別(労)	件	件	件	件	件	2件	2件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	50(4)件	50(15)件	52(9)件	10(3)件	2(1)件	4(1)件	168(33)件

()は会員外の件数です

令和4年度 巡回指導実施状況ワースト1への対応

特定の運転者に対する特別な指導の内容、時間及び実施時期

(1) 事故惹起運転者

- ① 死者または重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号または第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。
- ② 指導及び実施時期
実施時期は、再度トラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、再度乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① トラックの運行の安全の確保に関する法令等	①から⑥までについて合計6時間以上実施すること
② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項	
⑤ 危険の予測及び回避	
⑥ 安全運転の実技	

(2) 初任運転者

- ① 輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間にほかの一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。また、事業の分割や継承により継承前の運転者が引き続き継承後の運転者として常時選任される場合、運転者台帳及びこれに添付する指導監督指針第2章1から5まで以外の部分に規定する書面またはこれらの写しがある者を除く）。
- ② 指導及び実施時期
当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① トラックを運転する場合の心構え	15時間以上実施すること
② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	
③ トラックの構造上の特性	
④ 貨物の正しい積載方法	
⑤ 過積載の危険性	
⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項	
⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	
⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	
⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転	
⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	
⑪ 健康管理の重要性	
⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	
⑬ 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	20時間以上実施すること

※上記のうち日常点検に関する事項、③のうちトラックの中高、視界、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項、④のうち貨物の積載方法及び目撃方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。

※⑬の「添乗等により指導する」とは、原則として、添乗により安全運転の実技を実施することを指します。安全運転の実技を実施するための場所を有する外部の専門的機関を活用する場合は、添乗に代えて、ドライブレコーダーの記録により運転者の運転状況を把握し、指導することができることとします。

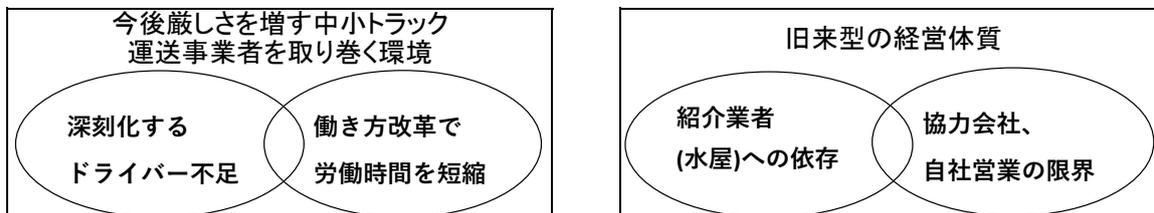
(3) 高齢運転者

- ① 高齢である運転者は、適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。
- ② 指導の実施時期は、適性診断の結果が判明した後1ヵ月以内に実施する。

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K・I・T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2+」



WebKIT2+
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

- 導入効果**

安定的な輸送力の確保のために

 - ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
 - ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完
- 導入効果**

安心のネットワーク取引のために

 - ・明確な運賃
 - ・回収不安なし
- 導入効果**

輸送効率化のために

 - ・配車業務のシステム化
 - ・配車担当者のスキル向上
 - ・書面化による輸送トラブル解消
- 導入効果**

輸送効率化のために

 - ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
 - ・帰り荷確保(実車率アップ)
 - ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

**** 運賃の集金は組合精算ですので安心です ****

*** 運賃の支払いは45日サイトです。**

*** 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。**

☆輸送

運賃<実例>

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車
 運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車
 運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和5年	2月	3月
軽油	116円	117円

ENEOSウイング 軽油価格

令和5年	2月	3月
軽油	114円	116円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会

(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー / 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
 1L = 81~84円(令和5年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
 TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

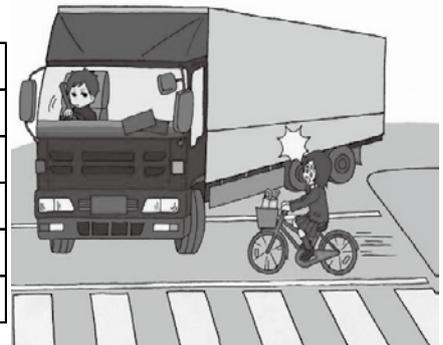
区分	令和5年	令和4年	増減数	備考
総件数	10,856 件	10,069 件	787 件	4月15日現在 1日に約 103 件
人身事故件数	734 件	749 件	-15 件	1日に 7 件
死者数	6 人	9 人	-3 人	約18日に 1 人
負傷者数	881 人	871 人	10 人	1日に約 8 人
物損事故件数	10,122 件	9,320 件	802 件	1日に約 96 件

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

区分	令和5年	令和4年	増減数
総件数	533 件	544 件	-11 件
人身事故件数	26 件	42 件	-16 件
死者数	1 人	1 人	0 人
負傷者数	36 人	53 人	-17 人
物損事故件数	507 件	502 件	5 件

(データは概数)



3 奈良県警察交通部の情報発信について

県警察では、TwitterやYouTubeを運用しております。
交通安全情報や交通安全に関する取組などを発信しています。
各事業所の皆様も是非ご覧ください。



奈良県警察YouTube



奈良県警察交通部Twitter

近畿交通共済からのお知らせ

令和5年度 交通事故防止

作品コンクール

標語・体験記・児童画募集

近畿共済では、今年度も組合員・従業員の皆さまから交通事故防止を訴える「標語・体験記・児童画」を募集しています。日々のお仕事での貴重な体験や事故防止についてのご意見を標語・体験記にしてお寄せください。標語・体験記については、無事故を祈るご家族の方の作品も歓迎します。また、小学生、幼児のお子様のかわいい児童画も募集します。

入選作品には全国トラック交通共済協同組合連合会から賞状と副賞を、また体験記・児童画の応募者にはQUOカード500円分と、近畿共済から応募記念品を進呈いたします。

なお、作品は1人につき1点（標語は3点まで）とさせていただきます。

応募資格 組合員事業主および従業員とその家族（親、配偶者、子ども）
児童画については、幼児、小学校低学年および高学年の3部門

記載事項 応募作品には、氏名、年齢、会社名および会社住所を明記してください。加えて、体験記および児童画には、タイトル、電話番号、家族の場合は続柄を、児童画には学年を明記してください。

切 令和5年6月30日（金）（当日消印のあるものは有効）
送り先・お問い合わせは（標語のみメールでの応募可）

近畿交通共済協同組合 事故防止課

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

TEL/06-6965-2826 FAX/06-6965-2842 E-mail/safety@kinkyō.or.jp

令和5年度 交通事故防止 作品コンクール

参加者全員にQUOカード500円分をプレゼント

※先着順で抽選※

トラックにラッピング!

交通安全を訴えるおもしろい作品を募集しています。入選作品には、賞状と副賞を進呈いたします。また、体験記・児童画の応募者には、QUOカード500円分を進呈いたします。

標語	体験記	児童画
<p>① トラックドライバーに対して安全運転を呼びかけるもの（※交通安全を訴えること）</p> <p>② 交通安全を訴えること</p> <p>③ 交通安全を訴えること</p> <p>④ 交通安全を訴えること</p> <p>⑤ 交通安全を訴えること</p>	<p>① トラック運転手に対する安全運転を促す、安全運転を促すこと</p> <p>② 交通安全を訴えること</p> <p>③ 交通安全を訴えること</p> <p>④ 交通安全を訴えること</p> <p>⑤ 交通安全を訴えること</p>	<p>交通安全を訴えるおもしろい作品を募集しています。入選作品には、賞状と副賞を進呈いたします。また、体験記・児童画の応募者には、QUOカード500円分を進呈いたします。</p>
<p>賞状と副賞を進呈いたします。</p> <p>賞状と副賞を進呈いたします。</p> <p>賞状と副賞を進呈いたします。</p>	<p>賞状と副賞を進呈いたします。</p> <p>賞状と副賞を進呈いたします。</p> <p>賞状と副賞を進呈いたします。</p>	<p>賞状と副賞を進呈いたします。</p> <p>賞状と副賞を進呈いたします。</p> <p>賞状と副賞を進呈いたします。</p>

主催 全国トラック交通共済協同組合連合会
協力 近畿交通共済協同組合

児童画最優秀賞
はトラックにラッピングも!

近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

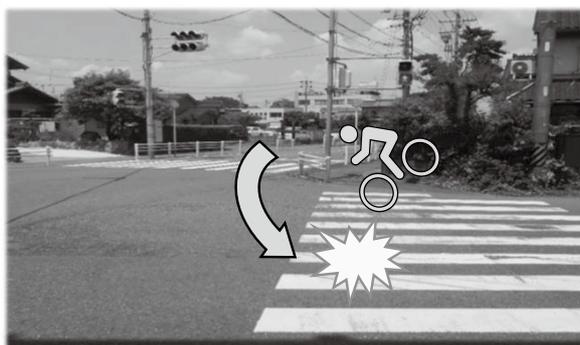
ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所0743-59-1701まで

近畿共済安全通信

重大事故発生



午後10時頃、交差点を青信号で左折していた大型トラックが横断歩道を直進していた自転車と接触。自転車に乗っていた高校生がトラックに巻き込まれ重傷を負った。



左折巻き込みによる事故



児童・学生に注意!

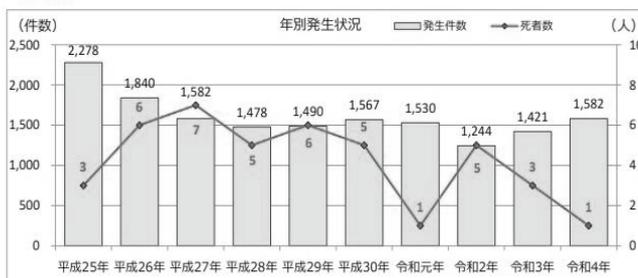


子供の交通人身事故発生状況(令和4年中)

新年度がスタートし、今からの時期に増えるのが「子どもの交通事故」。

令和4年は、子ども(幼児から中学生まで)の交通人身事故が1582件発生し、うち1名が亡くなっています。特に小学校に入学し、行動範囲が広がる7歳は“魔の7歳”と言われるほど、交通事故が多い傾向にあります。

◎ 年別推移



※警視庁「子供の交通人身事故発生状況」データ参照

子どもの行動特性

- 物事を単純にしか理解できない
- 1つのことに注意が向くと、他のことは目に入らない
- そのときの気分によって行動が変わる
- 大人の真似をしたり、大人に依存しやすい
- 物陰で遊ぶ傾向がある



中高生の行動特性(自転車)

- 一時不停止、左右不確認
- 携帯電話、イヤホンの使用
- 猛スピードで走行する
- 夜間の無灯火走行



4月1日より、自転車のヘルメット着用が努力義務化されました。安全のために自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう!

～行動特性をしっかりと理解し、交通事故を防ぎましょう～



人事異動による挨拶のため来訪



近畿運輸局 貨物課長
酒井 敏一氏



奈良県警察本部 交通規制課長
玉垣 潔士氏



奈良県警察本部 高速道路交通警察隊長
中西 輝彦氏

定時総会の日程

会員各位

公益社団法人奈良県トラック協会

第50回定時総会の日程について

1 日 時

令和5年5月29日（月） 午後1時

2 場 所

ザ橿原

橿原市久米町652-2 TEL 0744-28-6636

3 議 事

○ 令和4年度事業報告及び決算承認に関する件

監査報告

○ 役員を選任に関する件

令和5年
4月1日
より

地方実施機関による巡回指導の 総合評価が



- ・ 事業者(営業所)には、半年に一回、巡回指導を行います
- ・ 指摘事項に係る改善結果報告未提出の営業所
また、3回続けてD・E評価の営業所は、国に報告され、
監査・処分の対象となります



令和5年4月1日より、地方実施機関が行う巡回指導の総合評価がD・E評価で、その後も改善が図られない営業所への対応を、国との連携を通じて強化します。

定期報告事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、一定期間ごとに報告が行われます。

ア 巡回指導における総合評価で「D」または「E」と判定された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの

(ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善結果報告を行わないもの（改善結果報告を行ったものの指摘事項のすべてについて改善が認められない営業所を含む。）

(イ) 総合評価が3回連続して「D」または「E」となったもの

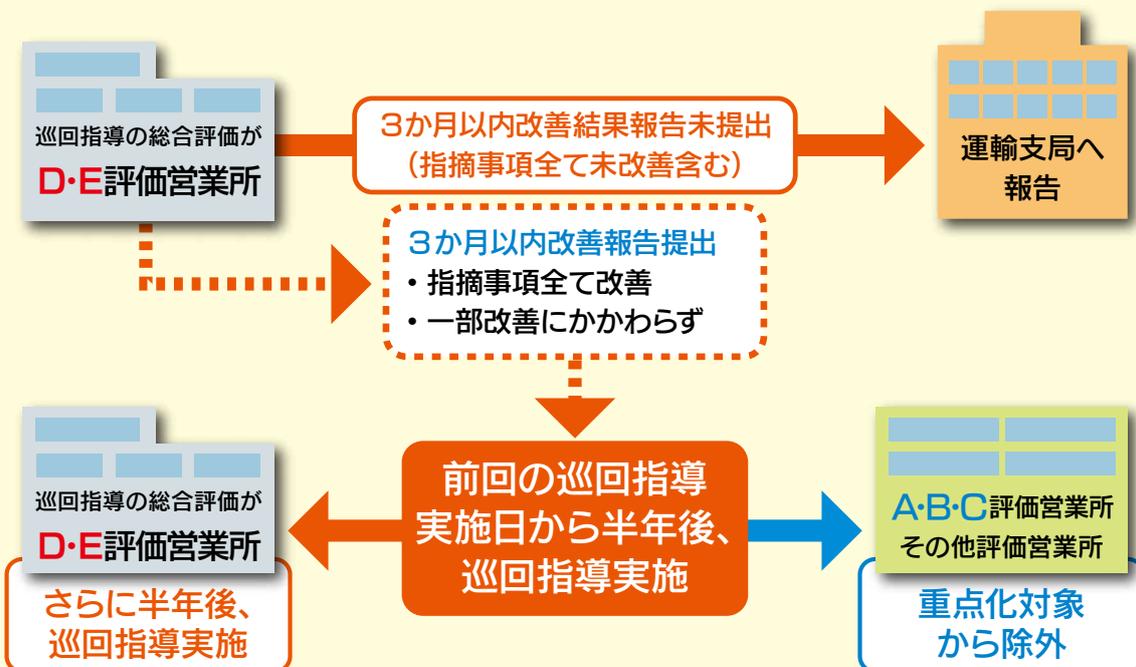
イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

ウ 運輸開始届出後の新規巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所

エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入の場合を含む。）又は当該保険料を納付していない営業所

総合評価D又はEの判定を受けたら・・・

速やかに全ての指摘事項を改善し、巡回指導実施日から3か月以内に必ず改善結果報告書を地方実施機関に提出！



奈良市が近鉄大和西大寺駅北口に 「荷捌き」専用スペース整備

近鉄大和西大寺駅北口駅前広場に「荷捌き」専用スペースが整備されました。

バス、タクシー待機・荷捌き専用という標識が設置され、路面には白文字で(荷)と標示されています。終日、利用ができます。



太田好紀 五條市長来訪

日：令和5年4月18日(火)
場所：奈良県トラック会館

太田好紀五條市長が退任の挨拶のため、奈良県トラック協会を訪問されました。

太田市長は、トラック協会が五條市の協力を得て取組んでいる、地域の子どもの交通事故防止のための「足型ストップマーク」配布や災害時の啓発用冊子等、数々の話をされました。



トラック奈良 2023年5月 第349号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

全ト協「トラックにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」 (第4版) ～抜粋～

具体的な対策

基本的な感染防止策の継続

①マスク、②換気、③消毒、④距離

これらの対策で、3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)を遮断しましょう

